## 高校生等教育給付金(新入生に対する一部早期給付)のご案内

岡山県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)」事業を活用し、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯(非課税世帯等)に対し返還不要の給付金年額の4分の1を早期に支給します。

新入生のうち一部早期給付を希望される場合は、下記のとおり申請書等関係書類をご提出ください。

記

## 次表の対象世帯区分①~③のうち、該当する書類をご提出ください。

	保護者等が岡山県内に住所を有し、高等学校等に在学する高校生等がいる世帯のうち		
対象世帯区分	対象世帯区分①	保護者等の道府県民税・市町村民税所得割額が非課税である世帯	
	生活保護受給世帯	対象世帯区分②	対象世帯区分③
	(令和6年4月1日現在で	*高校生等が2人以上いる世帯の	*高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高
	生業扶助を受給している世帯)	1人目の高校生等	校生等
		*15歳(中学生を除く。)以上	*15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶
		23歳未満の扶養されている兄	養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等
		弟姉妹がいない世帯の高校生等	
給付金額(年額)	32,300円	122,100円	143,700円
		(通信制・専攻科 50,500円)	1 4 0, 1 0 0   1
一 <b>部早期給付額</b> 提出書類	8,075円	30,525円	35,925円
		(通信制・専攻科 12,625円)	00, 02011
	1 申請書(※1)	1 申請書(※1)	1 申請書(※1)
	2 生業扶助受給証明書	2 保護者全員の令和5年度	2 保護者全員の令和5年度(2023年度)
	(様式2)	(2023年度)の道府県民税	の道府県民税・市町村民税所得割額が確
	3 在学証明書(様式6)	<ul><li>・市町村民税所得割額が確</li></ul>	認できる書類
	4 口座振替申出書	認できる書類	3 在学証明書(様式6)
		3 在学証明書(様式6)	4 口座振替申出書
		4 口座振替申出書	5 扶養誓約書(様式7)
		5 個人対象要件証明書(専	
		攻科のみ、様式8-1)	
提出期限	令和6年7月31日(水) <b>必着</b>		
提出方法	〒700-8570 岡山市北区内山下 2 - 4 - 6 岡山県教育庁財務課		

- ※令和6年4月1日現在の状況により支給が決定されます。
- ※支給年額の残額部分は、再度申請が必要です。お急ぎでない場合は、通常の申請を行ってください。
- ※「高校生等」とは、平成26年4月1日以降に入学した者を指します。
- (※1)申請書とは、高校生等教育給付金受給申請書(様式1)のことをいいます。
  - Q 非課税世帯・生活保護受給世帯でも支給されないことがありますか?
- A 1人の高校生につき支給は通算3回(定時制・通信制は4回)までとなっており、上限回数を超えるときは支給されません。また、児童相談所や児童福祉施設(母子生活支援施設を除く)入所や里親委託の高校生が授業料以外の教育費(見学旅行費又は特別育成費)を別途措置されているときは支給されません。
- Q 授業料以外の教育費とはどのようなものがありますか?
- A 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、学習塾に係る経費、オンライン学習に係る通信費などがあります。